

10年以上にわたって進められてきた日本の教育改革。2022年度から高等学校でも新しい学習指導要領に移行したことで一区切りの観がありますが、政府・文科省は既に次なる教育改革に向けて始動しています。学校現場では新指導要領の消化と定着で精一杯の状態ですが、現実にはさらに先に向けて動いています。では、学校教育で今後課題となることとはどのようなことなのでしょうか。現在の取り組みを無駄にしないためにも、もう少し先に視線を向けておく必要があります。

1. 一連の教育改革の経緯

2022年4月から、高等学校では新しい学習指導要領（以下、「新要領」という）にもとづく教育が始まりました。小学校や中学校では既に全学年が新要領に変わっていますが、高等学校では2022年度の入学から学年進行の形で順次新要領への移行が行われ、2024年度には全学年が新しい教育内容に変わることになっています。これに先駆けて、大学入試制度は2021年度から既に新しい制度に変わっており、これに今回の高等学校での新要領への移行が加わることで、ここ10年以上にわたって続けられてきた日本の学校教育の改革が一つの区切りを迎えることになります。

一連の教育改革は、まず大学教育から始まりました。2012年6月、文部科学省（以下、「文科省」という）は、「大学改革実行プラン」を公表しました。経済界を中心に大学教育が時代の要求に合わないという指摘が相次いでなされ、これを受けて同プランでは大学の機能

時期	改革施策など	発出元
2012. 6	「大学改革実行プラン」	文科省
8	「大学教育の質的転換」	中教審(答申)
2014.12	「高校教育・大学教育・大学入試の一体的改革」	中教審(答申)
2015. 1	「高大接続改革実行プラン」	文科省
2016.12	「次期学習指導要領の方針」	中教審(答申)
2018. 3	(高校)新学習指導要領告示	文科省
2019. 4	「新しい時代の初等中等教育の在り方について」	文科相(諮問)
2021年度	(新)大学入試制度に移行 共通テストに移行	文科省
2022. 4	(高校)新学習指導要領に移行(学年進行)	文科省
2025年度	新課程入試開始	文科省

© 代々木ゼミナール 教育総合研究所

の再構築策として、①大学教育の質的転換と大学入試改革、②グローバル化対応人材の育成、③地域再生の核となる大学づくり、④世界レベルの研究力強化という指針が、また再構築のための大学ガバナンスの充実・強化策として、⑤国立大学改革、⑥大学改革を促すシステム・基盤整備、⑦財政基盤の確立とメリハリある資金配分、⑧大学の質保証の徹底的な推進という指針が示されました。このプランに基づき大学教育および大学組織の改革と大学入試の改革が進められ、大学入試については2021年度に大学入試センター試験から大学入学共通テストへの移行や大学入試区分の変更（一般入試・AO入試・推薦入試から一般選抜・総合型選抜・学校推薦型選抜へ）などの改革が実行に移されたのです。

教育改革の次のステップは、義務教育（小・中学校教育）の改革でした。文科省は2018年度にまず幼稚園で、次いで2020年度からは小・中学校でもそれぞれ新要領への移行を実施しました。そして中学校

で新要領に基づく教育を受けた生徒が進学する 2022 年度から、高等学校でも新要領への移行が行われたのです。このように 10 年以上の期間をかけて学校段階の上と下から進められてきた一連の教育改革の波は、高等学校での新要領への移行と新しい大学入試制度への移行によって、幼稚園～大学を貫くひとつながりの改革として完了しました。

今回の一連の教育改革のねらいは、「変化が急速で予測が困難な時代にあって、(中略) 子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすること¹⁾」にあります。そしてそれを実現するために次の 6 つの観点から学校教育の枠組みを改善するとともに、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことが求められています²⁾。

- ① 「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)
- ② 「何を学ぶか」(教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)
- ③ 「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)
- ④ 「子供一人一人の発達をどのように支援するか」(子供の発達を踏まえた指導)
- ⑤ 「何が身に付いたか」(学習評価の充実)
- ⑥ 「実施するために何が必要か」(学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策)

これまでの学習指導要領は主に「何を学ぶか」という観点から教育内容を中心にまとめられていました。したがって要領の改訂に際しては、「何が増え」「何がなくなった」のかに焦点があてられ、教員の対応ももっぱらこの観点から行われてきました。もちろん、それでも少なからぬ準備が必要であり、現場の混乱も見られました。しかし、今回の改訂では多くの新科目が登場するといった学習内容の変化だけではなく、上記に示したように「どのように学ぶか」(学習-指導方法)や「何が身に付いたか」(学習評価の考え方)といった指導方法全般にかかわる見直しが求められていて、一方でそれらに関する実践知も現状少ないことから、現場の混乱はこれまでとは比較できないほど大きいものだったに違いありません。

2. 先行する共通テスト

新要領の理念はわかったとしても、それでは具体的にどのような力をどの程度生徒につけさせたらよいかわからなければ、現場の先生方は戸惑ってしまうでしょう。それを窺い知る手掛かりとなるのが、2021 年から始まった「大学入学共通テスト」(以下、共通テストという)の問題です。

共通テストは開始から 3 年が経過しましたが、出題形式や試験の難易度については年により大きな変動も見られます。その背景の一つに、出題方針の変化があります。共通テストでは、「(前要領)において育成することを目指す資質・能力を踏まえつつ、「高等学校における『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善のメッセージ性も考慮し」て、「どのように学ぶか」を踏まえた問題の場面設定を

¹ 「平成 29～31 年度改訂 幼稚園～高等学校の各学習指導要領」『解説編』総則

² 同上

重視するとしています³。

例えば、2023年共通テスト本試験の「倫理」第二問では、「私、自分で課題を設定して探究する授業が苦手です。(中略)『問い』を立てるのはうまくいなくて…」というある生徒の発言をきっかけに、教員と継続的に対話する中で生徒が「問う」ことへの理解を深めていくという場面設定で設問が作成されています。この問題では「探究」「課題設定」「問い」「深い理解」など、新要領の特徴が意識されていて、問題自体が新しい学びの進め方に関するメッセージとなっています。(ただし、そこに登場する生徒はかなり理想的な生徒に思われますが…)

現在、高等学校では新要領への移行の真っ最中であり、その取り組みの成果が本格的に試される「新課程入試」(2025年度より)を不安視する教員は少なくないようですが、限りある情報からでも「自ら問う」教員の姿勢が求められているとも言えます。

3. 教育改革は道半ば

このように学校や教員にとって大きな努力を必要とする教育改革が果たして期待通りに定着し、その効果を発揮できるのかどうかに注目が集まっているのが現状ですが、実は教育改革はさらに先に進もうとしています。それだけでなく片や「働き方改革」が喫緊の課題として求められる中で、新しい教育の実現に邁進している現場にさらなる課題を受けとめる余裕があるとは思えませんが、それでも現実は確実に動いています。だからこそ、この先どのような課題が浮上してくる可能性があるのかを早め知っておくことは、先に備え

現在進行している改革論議(主なもの)

開始時期	改革論議のテーマなど	担当
2019. 4	「新しい時代の初等中等教育の在り方について」	文科相(諮問)
2021. 1	「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」	中教審(答申)
4	「『令和の日本型学校教育』を担う教師の在り方特別部会」審議開始	中教審
5	経済財政諮問会議「幼児教育スタートプラン」	内閣府
7	「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議」審議開始	中教審
9	「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」審議開始	中教審
	「『令和の日本型学校教育』の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議」審議開始	中教審
12	「教育未来創造会議」審議開始	内閣官房

©代々木ゼミナール 教育総合研究所

現在進行している改革論議(主なもの)

開始時期	改革論議のテーマなど	担当
2022. 2	「次期(2023～27)教育振興基本計画の策定について」	文科相(諮問)
	「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会」審議開始	中教審
2022.3	「教科書・教材・ソフトウェアの在り方ワーキンググループ」審議開始	中教審
5	教育未来創造会議「第一次提言」	内閣官房
10	「義務教育の在り方ワーキンググループ」審議開始	中教審
	次期教育振興基本計画(基本的な考え方)	中教審
11	「高等学校教育の在り方ワーキンググループ」審議開始	中教審
12	「今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会」審議開始	中教審
	「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～」	中教審(答申)

©代々木ゼミナール 教育総合研究所

³ 大学入試センター「令和3年度大学入学選抜に係る大学入学共通テスト問題作成方針」

るということ以上に、現在取り組んでいる授業改善をより有効なものとして確立する上で必要なことではないでしょうか。

前頁の2つの図は、前記の一連の教育改革の内容が決定した後、教育行政サイドで議論されているテーマに関する主な会議体などの動きです。

議論は主に中央教育審議会（以下、中教審という）の各部会などで行われています。そこで取り上げられるテーマには、大きく2つのパターンがあります。1つめは、中教審自身が文科相に答申した提言内容をより具体化する必要がある場合や、答申に含まれる「今後の検討課題」などを、継続的にテーマとして取り上げる場合です。2つめは内閣総理大臣の諮問会議（「経済財政諮問会議」など）や政府の各種会議（「教育未来創造会議」など）で取り上げられた教育に関する要望や課題が、中教審での審議テーマとして取り込まれる場合です。

上図の例では、冒頭にある2019年4月の文科相の諮問に対して中教審が2021年1月に答申した『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（以下、令和答申という）が、これからの教育改革論議のスタートとなりました。実はこの答申は新要領の方向性を提言した前期の中教審が任期の最後にまとめた答申であり、現在審議している中教審とはメンバーが異なります。今期中教審が前期の同審議会がまとめた答申を引き継いで、その具現化を審議している訳です。

令和答申の特徴は答申のタイトルにもあるように、明治から続く我が国の学校教育の蓄積である「日本型学校教育」の良さを受け継ぎながら、さらに多様な子供たちを誰一人取り残すことのない「個別最適な学びと協働的な学び」を一体的に充実することで「主体的・対話的で深い学び」を実現することこそが、2020年代の日本の学校教育の最大の課題であると位置づけている点です。先行き不透明な将来に備える

ためには、課題を受け身的に解決するのではなく自ら課題を見出し、一人一人がその能力を十分に発揮するとともに、周りとの協働して持続可能な社会の担い手となる「主体的な学び」の力を付けていくことが重要です。したがって、学校は子どもたちにそのような

力をつけることが役割であり、そのためには「対話的で、深い学び」を保障する必要があります。「個別最適な学びと協働的な学び」とはこのような、学習における個人の側面と集団の側面を一体的に充実させることを意図した表現です。新要領もこの考え方に沿ってまとめられたものでした。そこで新要領の理念をより確実に、より豊かに実現させるための方向性を示したのが令和答申だったので（上図参照）。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(答申)

◆ 実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

- ① 個別最適な学び(「個に応じた指導」(指導の個別化と学習の個性化))
- ② 協働的な学び
- ⇒ ①②を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

◆ 実現のための改革

- (1) 学校教育の質と多様性、包括性を高め、教育の機会均等を実現する
- (2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する
- (3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する
- (4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる
- (5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する
- (6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

(中央教育審議会 2021.1)

©代味ゼミナール 教育総合研究所

4

とはいえ、これまで日本の学校教育は集団指導を前提とした教育でしたので、指導方法の修正は容易ではありません。新要領や令和答申の方向性を具現化するためには、さらに深く検討しなければならない課題がたくさんあります。そこで、中教審はそれらの課題を検討するために様々な部会・会議・検討会を設置し、相互に連絡を取り合いながら課題の解決策について検討を行っています。(3頁図参照) また、このような審議の最中にも政府から新たな要望が示されましたので(3頁図の「経済財政諮問会議」や「教育未来創造会議」など)、それらも含めて検討を行っています。

3. 改革論議の主な論点

ではこれらの検討会等では、具体的にどのようなことが議題となっているのでしょうか。3頁の図にあげた主な会議体での論点を見てみましょう。

① 「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会

令和答申に掲げられた「令和の日本型学校教育」を実現できるかどうかは、時代の変化に応じた高い資質能力を身に付けた教師を確保し、教師が生き生きと活躍できる環境を整備することができるかどうかにかかっていると、最初に審議が始まったのがこの部会です。令和答申では、新しい教育を前向きに受け止め学び続ける教師、子ども一人一人の学びを最大限に引き出し子どもの主体的な学びを支援する伴走者としての教師、誇りを持って働くことができる教師などが望まれるとしましたが、その一方で働き方改革や教員不足、教員志望者の減少などの厳しい現実もあります。そこでこの部会では既存の考え方にとらわれることなく、「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について基本的なところから包括的に審議することが求められました。

中教審は同部会の審議をもとに、2022年12月に『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～』という答申を行いました(右図参照)。

答申では今後の改革の方向性として、「新たな教師の学びの姿」の実現、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成、教職志望

者の多様化等を踏まえた育成・安定的確保という3つの柱を示し、その具体的な内容を、(1)「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師像と教師に求められる資質能力、(2)多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成、(3)教員免許の在り方、(4)教員養成大学・学部、教職大学院の在り方、(5)教師を支える環境整備という5つの観点でまとめています(上図参照)。

『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について(答申)

主な提言

- ◆ **新たな教師像と教師に求められる資質能力**
 - ◆ 資質能力の再整理: ①教職に必要な素養 ②学習指導力 ③生徒指導力 ④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応力 ⑤ICTや情報・教育データの利活用
 - ◆ 理論と実践の往還を重視した教職課程への転換
- ◆ **多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成**
 - ◆ 養成・採用・育成
- ◆ **教員免許の在り方**
- ◆ **教員養成大学・学部、教職大学院の在り方**
- ◆ **環境整備**

(中教審 2022.12)

© 代々ゼミナール 教育総合研究所

この答申は、「教師の養成・採用・研修の一体的な改革を通じ、教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、志望者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができるという将来を実現するための提言」であるとしていますが、内容的には教師に新たな役割や能力を求める面も多く、それを実現するためには不可欠な教員の負荷の軽減については具体性に欠ける内容です。いわゆる「働き方改革」については国・教育委員会・校長等の管理職の継続的努力を求めるだけであり、さらに新要領移行に内在する負荷の増加（指導内容はほぼそのままに、新たな学びの導入を加えていること）に関しては一切言及がありません。

② 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議

日本の学校教育の特徴のひとつは、均質性です。小学校から高等学校までの学校教育では、全国どこでもほぼ同じ内容を学習できること、また個人間の差はあるものの、地域間の学力格差は極めて小さいの

**特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における
指導・支援の在り方等に関する有識者会議**

主な論点

- ◆「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に関する「**補充的・発展的な学習指導**」の一環
- ◆**突出した意欲・能力を有する児童・生徒の能力を大きく伸ばし、「出る杭」を伸ばすため**(内閣府「科学技術・イノベーション基本計画」2021)、**特異な才能のある子供の能力を伸長するための教育環境の構築**(内閣府「統合イノベーション戦略2021」)について検討

(2021.7)

© 代々木ゼミナール教育総合研究所

が日本の学校教育の大きな特徴であり、長所です。その反面として、一人一人の子どもに応じた教育という側面は後回しにされてきました。しかし、世界に伍してこれからの日本をリードする人材を育てるという面では、これまではある意味タブー視されてきた「特異な才能

」への対応も重要になってきます。令和答申には「9年間を見通した新時代の義務教育の在り方」という項目があり、その「教育課程」の中に「②補充的・発展的な学習指導」のひとつとして「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導」を検討する必要があると示されています。また政府の「科学技術・イノベーション基本計画」(内閣府 2021.3)では、将来の課題に挑戦できる人材の育成において「突出した意欲・能力を有する児童・生徒の能力を大きく伸ばし、『出る杭』を伸ばす」ことが必要とされ、「統合イノベーション戦略 2021」(閣議決定 2021.6)では、「特異な才能のある子供の能力を伸長するための教育環境の構築」が検討課題とされていて、これらの目的のためにこの会議が設置されました(上図参照)。これまで十分に議論されてこなかったこの課題について、まずはどのように考えていくのが適切なのか、その出発点から議論するための場でしたが、同会議は2022年9月に「審議のまとめ」を公表しました。

その中で同会議はこの課題に対する考え方として、当初政府が問題提起した方向性とは異なり、「児童生徒を特定の基準で選抜し特別なプログラム等を提供することを目指すものではなく、特異な才能のある児童生徒を含む全ての子供たちが多様性を認め合い、高め合える個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として指導・支援の在り方を考えていくことを基本的な考え方としている」と述べ、実質的にはこの課題を再び集団指導の場へ投げ返した形となりました。「(それでもなお、)特異な才能のある児童生徒がその才能や認知の特性等に応じて必要な場合、例えば普段過ごす教室で居づらさを感じて

いたり、学習することに困難が生じていたりする場合には、普段過ごす教室とのつながりが切れることのないように配慮されつつ、(中略)その教室等は、特異な才能のある児童生徒が過ごしやすい居場所としての環境整備」されるべきとしていますが、果たしてこれが特異な才能を持つがゆえに話題や関心、あるいは知識のギャップに精神的困難を感じている子どもへの現実的で効果的な対応策なのかどうかについては、議論が分かれそうです。

③ 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会

幼児教育は義務教育ではありませんが、幼稚園での教育も小学校以降の学習指導要領と同様、文科省が公示する「幼稚園教育要領」に基づいて行われています。2007年には学校教育法が改正され、幼稚園が学校教育のはじまりとして位置づけられ、小学校以降の教育との連続性が明確になるよう「義務教育及びその後の教育の基礎を培う」ものとして、幼稚園教育の目的及び目標が明確化されました。前述のとおり、幼稚園教育要領も2018年度に改訂されています。幼稚園では「遊びを通じた総合的な学び」が中心となりますが、同要領では「生きる力の基礎」として、身につけるべき力を小学校以降の学習指導要領と同じく「学力の3要素」の形で示しています。ただ、幼児教育(保育園、認定こども園を含む)については「教育の質を左右する要素」が見えづらいという指摘があるため、これに応えるとともに、幼児教育に続く小学校教育との望ましい接続の形を検討するために、この委員会が設置されました(下図参照)。なお同委員会設置に先立ち、萩生田文科相(当時)は2021年5月の経済財政諮問会議で「幼児教育スタートプラン」という計画を示しています。

同委員会は審議を重ね、2023年1月には審議のまとめ(案)を提示しています。そこでは、架け橋期(5歳児から小学校1年生までの2年間)の教育の充実、幼児教育の特性に関する社会や小学校等との認識の共有、特別な配慮を必要とする子供や家庭への支援、全ての子

幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会

主な論点

- ◆ 幼児期の学びの特性: 遊びを通じた総合的な学び
- ◆ 幼児教育の質を支える要素とは何か
- ◆ 幼児教育と小学校教育の接続期における教育の質の現状と課題: 接続期の教育の意義や重要性の共有、要領や指針の理念(「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」など)の普及
- ◆ 一人一人の成長を支えるために配慮すべき事項

(2021.7)

© 代々木ゼミナール教育総合研究所

供に格差なく学びや生活の基盤を育むための支援、教育の質を保障するために必要な体制等、など6項目について課題と現状、そして今後の方向性が示されています。中等教育学校(中学校と高校との一貫教育)や義務教育学校(小学校と中学校との一貫教育)同様、学校種間の接続・連携が今後一層図られる傾向が強まります。

④ 「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議

少子化が進む現在の日本では、高等学校の入学者数も減少する傾向にあり、特に地方においては公立高校の統廃合が急速に進行しています。そのような中、私立の通信制高校だけが学校数・生徒数とも大き

く増加しています。その背景には高校生の教育ニーズの多様化といった要因もありますが、一方で通信制高校（特に広域通信制高校）については教育の質をどのように担保していくかという課題もあります。今後さらに進行する少子化の中、高等学校の存続を図るために「普通科の特色化」という方向性も示されていますが、学校教育全体の中で通信制高校の存在感は軽視できません。そこで、新要領の理念を通信制高校の教育でどのように担保していくのか、またその教育の質をどのような体制で管理していくのかについて検討するためにこの会議が設置されました。

同会議では右図のような論点に関して検討を行い、2023年2月に「審議のまとめ（案）」を提示しました。これによると、教育の質の担保については関連する各種のガイドラインを整備するとともに、このガイドラインに沿った教育の実践状況について学校側が積極的

『令和の日本型学校教育』の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議

主な論点

- ◆ 全ての生徒が「自学自習」できることを前提としない、通信制高校の現在の実態を踏まえた通信制高校の新たな学習形態
- ◆ 知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」を通信制高校において確実に実現し、高等学校として適切な水準の教育を担保する方法
- ◆ 広域通信制高校及びサテライト施設について、相応しい所轄庁の在り方
- ◆ 組織運営や教育研究活動等の状況を定期的に事後確認するような仕組み

(2021.9)

©代々木ゼミナール 教育総合研究所

に情報提供する仕組みづくりをすること。また通信制高校の在り方については、通信制課程はそもそも勤労青年等に高校教育の機会を提供するものとして制度化されたものであるが、今日においては通信制ゆえの多様な役割を担う存在となっており、全日制、定時制などと一体的にその役割の見直しが必要であることが指摘されています。通信制高校については今後何らかの法的措置が加えられていくかもしれませんが、全日制高校にとっては軽視できない存在となりそうです。

⑤ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会

令和答申を着実に実施していくとともに、社会変化が進む次世代の学校教育の在り方について支援等を行うために設置された部会です。具体的には令和答申の特徴である「個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実する」ための、(1)教科書、教材、関連ソフトウェアの在り方について、(2)一人一台端末等を円滑に活用した児童生徒への学習指導・生徒指導等の在

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会

主な論点

- ◆ 教科書、教材、関連ソフトウェアの在り方
⇒「教科書・教材・ソフトウェアの在り方ワーキンググループ」へ
- ◆ 一人一台端末等を円滑に活用した児童生徒への学習指導・生徒指導等の在り方
- ◆ 学校内外の環境整備の在り方
⇒「義務教育の在り方ワーキンググループ」「高等学校教育の在り方ワーキンググループ」へ

(2022.2)

©代々木ゼミナール 教育総合研究所

り方について、(3)学校内外の環境整備の在り方についてなどについて審議することとなっています。

部会では上記の3つの検討課題のうち、GIGAスクール構想によるICT環境の整備が進んでいることや高等学校を含めてすべての初等・中等教育が新学習指導要領になる2024年度を見据えてデジタル教科書の活用が考えられることなどから、(1)(2)を先行して検討する必要があるため、当部会の下に「教科書・教材・ソフトウェアの在り方ワーキンググループ」を設置し、集中的に議論することにしました。またこのワーキンググループ(以下、WGという)において「何を指導すべきか」を議論する中で各学校の役割があらためて問われることになり、上記(3)の検討課題とも関連することから、さらに「義務教育の在り方ワーキンググループ」と「高等学校教育の在り方ワーキンググループ」を設置し、相互に連携をとりながら議論を進めることとなりました。

⑥ 教科書・教材・ソフトウェアの在り方ワーキンググループ

このWGでは、教科書・教材のデジタル化を推進するとともに、既存の教科書・教材等との関係を整理し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するために、(1)2024年度からのデジタル教科書の本格的な導入の在り方、(2)デジタル教科書やデジタル教材、関連するソフトウェアの適切な活用方法について検討することになっています。具体的には下図の観点から検討を行い、その議論は現在も続いています。2023年1月にデジタル教科書を中心とした「審議経過報告(案)」をまとめました。

この報告では、

- 教科書が、質が担保された主たる教材としての役割を果たしつつ、教科書のデジタル化によりデジタル教材、あるいは学習支援ソフトウェアとの接続・連携強化を図っていくことで、学びの充実につなげるモデルの提示。
- ただし端末・通信負荷の観点から、シンプルで軽いものであるということも求められること。
- 2024年度を、デジタル教科書を本格的に導入する最初の契機として捉え活用を促進していくが、円滑な導入のため教科・学年を絞って段階的に導入を2024年度から図ること(小学5年生から中学3年生までを対象にした「英語」から始め、次いで「算数・数学」の順に)。
- 個別最適な学びと協働的な学びの充実を図るためには、児童生徒の特性、学習内容等に応じて、紙の教材・デジタル教材、教科書・デジタル教科書、教具・学習支援ソフト等の多様な学びの手段を適切に組み合わせる中で、ハイブリッドな教育環境の整備が必要なこと。
- ネットワーク環境等々を含む学校内外の環境整備の在り方を検討する必要があること。

教科書・教材・ソフトウェアの在り方ワーキンググループ

主な論点

- ◆ 今後の教科書制度の在り方について、デジタル教科書と紙の教科書の関係や、検定等の制度面も含め、十分な検討を行う必要
- ◆ デジタル教科書の検討にあたって、デジタルであることを活かした質的転換の在り方
- ◆ 教科書に求められる役割を踏まえつつ、デジタル教科書の在り方や、紙とデジタルの役割分担を検討

(2022.3)

© 代々木ゼミナール 教育総合研究所

など、さらに検討が必要な事項の柱が示されています。

⑦ 義務教育の在り方ワーキンググループ

この WG は前述のように、先行する教科書・教材・ソフトウェア WG の議論の中で学校の意義や役割をあらためて明確にする必要が生じたことから設置されました。この WG の当面の検討事項として示されたのは、①義務教育の意義：学校が果たす役割の再定義、全ての

子供たちの可能性を引き出す学びとはどのような学びか、②学びの多様性：個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びの具体化の課題と方策、多様性と包摂性に

義務教育の在り方ワーキンググループ

主な論点

- ◆義務教育の意義：必要な資質・能力と学校が果たす役割、全ての子供たちの可能性を引き出す学びの実現
- ◆学びの多様性：主体的・対話的で深い学びの具体化、多様性と包摂性に基づく学校文化の醸成、学びにおけるオンラインの活用、学校教育になじめない子どもの学力保障

(2022.10)

©代々ゼミナル教育総合研究所

基づく学校文化の醸成＝意識改革、特別な条件にある学校（小規模校や不登校特例校など）における活用や民間プログラムの活用など学びにおけるオンラインの活用、学校教育になじめない子どもに対する学びの保障、の2点です。

2023年2月現在、このWGではさらに議論を深めるために必要な論点を整理している段階です。

⑧ 高等学校教育の在り方ワーキンググループ

このWGは前記の義務教育WGと同様、これからの高校教育の意義と役割を明らかにするために設置されました。具体的には下図にあるような論点について検討を行い、2023年1月に以下の内容の「論点整理(案)」をまとめています。

高等学校教育の在り方ワーキンググループ

主な論点

- ◆高等学校教育の在り方について(「共通性」と「多様性」の観点からの検討)
- ◆高等学校制度の望ましい在り方について(全日制・定時制・通信制の在り方、少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方等)
- ◆「スクールミッション」「スクールポリシー」を体現し、「社会に開かれた教育課程」「探究的な学び」を実現するための校内外の体制について
- ◆文理横断的な教育、産業界と一体となった実践的な教育の推進について

(2022.11)

©代々ゼミナル教育総合研究所

1. 高等学校教育の在り方(「共通性」と「多様性」の観点からの検討):自立した学習者として生涯にわたり学習する基盤を培っていくことが全ての生徒の可能性を引き出すために必要

であり、高等学校における共通命題。高等学校の共通性については、全ての生徒が獲得すべき資質・

能力をもって担保していくことも考えられる。

<今後の論点> 生徒が成人として社会の一員となるために共通で必要となる資質・能力とは何か。また、それに向けてどのような高等学校教育が求められるか。

2. 少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方：一番大切なことは、生徒の教育条件の改善という視点。都道府県が適正規模・適正配置に関する議論を行う中で、一定の小規模校について地域に残していかざるを得ない状況である場合に、小規模校のメリットを最大化するとともに、課題を最大限解消し、教育条件の改善につながる方策（遠隔教育の活用や学校間連携の推進など）を国としても考えていくことが必要。

<今後の論点> ①遠隔教育の活用や学校間連携の推進に向けて、具体的にどのような制度の見直しや体制・環境の整備などの支援策が必要か。②少子化が加速する地域における高等学校の特色化・魅力化に向けて、コーディネーター等の外部人材の配置をはじめ、今後どのような取組が必要と考えられるか。

3. 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方：通信制課程が、多様な生徒の学びに対するセーフティネットになっていると考えられる一方で、一部の私立の広域通信制の高等学校の中には、違法・不適切な学校運営や教育活動を展開しているところもあるため、質の確保・向上を図っていく必要がある。通信制の高等学校ばかりに多様な生徒の学びに対するセーフティネットの役割を期待するのではなく、全日制・定時制・通信制いずれの課程にあっても、ICTの活用等により、多様な生徒に対してきめ細かく支援し、いつでも・どこでも・どのようにでも学ぶことが等しく認められるようにするなど、それぞれの生徒の状況に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な実現を目指していくことが重要である。義務教育段階で受けられていた支援を高等学校においても受けられるようにすること、過度に授業への出席日数の要件のみに縛られず履修・修得を認めるなどして単位認定要件を柔軟化すること、通信の方法を用いる不登校特例制度をより活用しやすい仕組みに変えること、学校間連携・同一校課程間併修を促進していくこと、ICT活用の体制・環境を整備していくことなどを考えていくことが重要。

<今後の論点> 全日制・定時制課程において、不登校経験を有する生徒や特別な支援を必要とする生徒など、多様な背景を有する生徒が学びを継続できるようにするために、具体的にどのような方策を講じるべきか。どのような制度の見直し、体制・環境の整備が必要か。

4. 社会に開かれた教育課程の実現、探究・文理横断・実践的な学びの推進：現在の高等学校においては次のような問題点がある。①学校外での学習時間の少なさ、②学校での学び・授業の満足度・理解度の低下、③社会的課題への関心や関わり度の低さ、④社会が求める学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実していく必要があるが、約3分の2の高等学校においては、大学入学者選抜を見据えて文系・理系のコース分けを実施しており、2年次以降、特定の教科について十分に学習しない傾向があること、⑤生徒の資質・能力は可塑性に富むものであるにもかかわらず、生徒が高等学校入学の段階で、高等学校の入試難易度や属性、これらに対する大人の価値観などに影響を受けて自身を評価してしまっていること。こうした課題を踏まえれば、生徒が各教科・科目への関心を深め、高い意欲を持って学習し、自身の可能性や能力を最大限伸ばせるよう、社会に開かれた教育課程を実現していくことや、探究的な学び・STEAM教育等の文理横断的

な学び・実践的な学びを推進していくことが必要。そのためには指導側の体制・環境整備が特に重要となってくるが、各学校におけるカリキュラムの開発、外部人材との連携・調整等に当たっては、教職員の負担が増加しがちとなるため、学校間の連携・協働やコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入したり、コーディネーターの配置を推進しながら、国内外の関係機関とも連携・協働した教育活動を展開していくことが重要。

<今後の論点> ①社会に開かれた教育課程の実現や、探究的な学び・STEAM 教育等の文理横断的な学び・実践的な学びに関し、外部人材の乏しい地域や小規模校も含め、全国的に取組を推進していくために、どのような方策を講じていくことが考えられるか。② 高等学校におけるコーディネーターの配置を広げていく上で、どのような取組が必要か。③大学入学者選抜を見据えて文系・理系のコース分けを実施する学校が多くある現状にあって、STEAM 教育等の文理横断的な学びを進めるには、今後どのような方策を講じるべきか。

この論点整理にもまとめられているように、今後の高等学校の課題は、それぞれ相互に関連している「少子化」「多様化」「共通性」「開放性」などへの対応にあるようです。

⑨ 今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会

令和答申の実現に向けて「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会」およびこれに関連する3つのWGで議論が行われている中、その議論の内容も考慮しながらより広い視点から、新学習指導要領の下での学習の状

**今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する
有識者検討会**

主な論点

- ◆ **学習指導要領の実施状況**
- ◆ **これからの子供たちが学ぶ学校像及び生き抜く社会像**
- ◆ **今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方**

(2022.12)

©代々木ゼミナール 教育総合研究所

況や学校における学習指導の状況等を踏まえつつ、今後の社会の変化を適切に見据え、今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方について検討を行うために設置された検討会です。具体的には上図の3つの観点から検討することとなっています。

この検討会で議論された方向性は次期学習指導要領の基本方針につながっていくものですから、そこでの議論の内容は注目されます。2023年2月現在、会議はまだ1回実施されただけで、具体的な方向性は今後の議論次第です。

⑩ その他の会議等

教育の方向性については文科省の中教審が中心となって審議しますが、そこで審議されるテーマは文科省以外の政府関連会議や自民党の教育関連会議から提示されることもよくあります。最近では内閣府の「経済財政諮問会議」や内閣官房所轄の「教育未来創造会議」、あるいは経済産業省の「未来人材会議」

などからの提言が見られました。教育については各界からの意見・要望も強いので、広い視野から教育を考える必要があります。

5. 改革論議で注目されるキーワード

ここまで、現在論議されている教育改革の論点を見てきました。ご覧いただいたように、実はその内容は「新指導要領を現実化するためには、何が必要か」ということが中心となっていて、その意味では新指導要領の具体化とその周辺の課題の洗い出しが中心となっています。つまり、今回の指導要領の改訂は「ゴールのイメージ」は描いたものの、多様で困難な状況にある「教育現場に具体的にどのように定着させていくのか」については見切り発車の状態でスタートしている面が大きいということです。したがって、ゴールの現実的な具体像がまだしっかり見えない状態で、「今、何をすべきか」について具体的なアドバイスを述べることは難しいのが現実です。ただ、教育目標が従来の「コンテンツベース」から「コンピテンシーベース」に変わったことで、ゴールのあり方自体が社会情勢の変化を受けて今後も変わっていく可能性が高いと考えられます。そうすると、「走りながら考える」のが常態とならざるを得ません。現場にとっては厳しい話ですが、そのような状況にあることを認識していただく必要があります。

そのとき重要となるのが「アンテナの感度」です。「今、何が問題となっているのか」「これからどのようなことが問題となりそうか」ということについて、一人ひとりの教員が関心をもってアンテナを張ることです。今回の記事がその手掛かりとなれば幸いです。

また、教育は本質的に「未来志向」の営為ですから、そこで議論される内容には現在はまだ広く周知されていない、あまり耳慣れない用語や概念がこれからも登場してきます。教育改革とは、ある意味、そのような概念に内実を与え、具体的な形にする過程であるともいえます。そのような新しい概念を含めて、今後の改革論議でキーワードとなりそうな用語や概念としては、次のようなものがあります。

「ウェルビーイング(Well-being)」

「コンピテンシーベース（資質・能力ベース）」

「深さ志向」

「非同期型学習」

「Less is more（教科の学びの質の問い直しとして）」

「意識改革」

これらのキーワードをひとつの手掛かりとして、一人ひとりの先生方が望ましい教育の姿を考えていくことが、改革の流れに押し流されないためには大切なことではないでしょうか。

(おわり)